

第10回 天神川圏域県管理河川の減災対策協議会 議事概要

1 日時：令和4年2月16日(水) 10時00分～11時15分

2 会場：オンライン会議(Webex)

3 出席者：出席者名簿のとおり

4 議事内容

(1)令和3年7月豪雨の状況について

(2)今後の減災対策協議会について ～ 流域治水の進め方の提案 ～

(3)規約改正について

(4)今後のスケジュールについて

(5)その他

5 議事結果

(1)令和3年7月豪雨の状況について

○中部総合事務所県土整備局から、中部管内における令和3年7月豪雨の状況やそれによる被害と対策状況について報告があった。あわせて、流域治水の取組状況についても報告があった。

(2)今後の減災対策協議会について

○令和3年7月豪雨では県内各地で内水による浸水被害も多く発生したこともあり、今後、これら内水被害もその対象とし、市町村と県、必要に応じて国とも連携した内水氾濫対策について議論していくことを事務局(河川課)から提案。協議会内に新たな議論の場を創設し、もって「流域治水」の取組を強力に推進していくことについて協議し、審議の結果、承認を受けた。

○各市町から「関係者が連携して対応することが必要な課題」の主なものや、それについて協議会で連携して協議していくことに対する期待など、次のとおり意見があった。

(主な意見)

- ・内水排水強化のため排水ポンプ車導入を検討しているが、購入まで時間がかかるので関係者の協力をお願いしたい。また、排水先の国管理河川の河道掘削や伐採も継続的に実施していくをお願いしたい。
- ・役場周辺の道路が冠水するなど深刻な状況があり、排水先の河川樋門の管理も含め、関係機関で連携しながら対応を協議したい。
- ・東郷池周辺の新興住宅地や避難所となる教育施設など浸水被害が懸念される箇所もあり、引き続き県と町で連携しながら取り組んでいきたい。
- ・同じところが2度浸水している。排水先河川と調整しながら浸水対策に取り組んでいきたい。
- ・浸水常襲地を抱えているが、抜本的な対策となる県の河川整備と連携しながら一緒に取り組んでおり、引き続き連携していきたい。

(3)規約改正について

○内水氾濫等による被害の解消(軽減)のため「流域治水」を強力に推進することを目的とした協議会の規約改正について事務局から提案し、審議の結果、承認を受けた(意見等なし)。

<主な改正点は次のとおり>

- ① 「協議会名」の改名
- ② 協議会の「対象範囲」、「目的」、「実施項目」の記載変更
- ③ 幹事会の拡充、分科会の設置及び流域治水部会の廃止
- ④ 幹事会構成員の変更

(4)今後のスケジュールについて

○令和4年度出水期までのスケジュールを事務局から報告。

- ・分科会の具体的な進め方について、幹事会を早期に開催し決定すること。
- ・出水期前に協議会を開催する予定であること。

(5)その他

○防災気象情報の伝え方の改善に関する取組状況について鳥取地方気象台から情報提供を受けた。

○鳥取県が行っている流域治水の取り組み状況について事務局から情報提供を行った。

以上